

事 務 連 絡
平成19年9月28日

各施設等の長

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古 川 雅 典

平成20年度予算編成について

本組合においては、その事業運営の主な財源は構成市の負担金であり、依然、地方の行財政を取り巻く環境は厳しいものであることを十分認識し、今後とも負担金の軽減に努めるものとする。

また、適切な施設の管理運営等の諸課題に対し、積極的な対応を図っていくものとし、平成20年度予算編成においては、次の事項に留意して予算編成をするものとする。

1. 適正かつ効率的な事務事業推進と歳入の適正化

組合事務事業の必要性や費用対効果等を十分精査、検証し、事業内容の見直しや事務の合理化に努め、適正な予算編成を図るとともに経常経費は縮減するものとする。

また、歳入にあつては、適性かつ合理的な確保に努め、使用料及び手数料等にあつては、受益者負担原則の適正な料金設定と利用率の向上に努めるものとする。

2. 広域的な行政課題への対応

地方分権の推進に伴う新たな広域的課題に対応した予算編成に努め、これらの事務事業を積極的に推進し、広域行政事務組合の機能充実を図るものとする。

< 共通事項 >

歳入

1. 使用料、手数料のほか、組合独自で料金を設定している諸収入などについては、受益者負担の原則に基づき、対象事務事業に要する経費を賄うに足りる適正な額となるよう積極的に適正化の措置を講ずること。また、施設等の利用率の向上に努めること。
2. 国・県支出金については、事業ごとの補助制度を十分に研究し、確実に計上すること。
3. 各科目を通じ過大見積りを避け、歳入欠陥とならないよう適正な財源確保に留意すること。
4. 組合分担金及び繰越金についても各施設で計上すること（繰越金については、極力抑えるものとする）。
5. 組合分担金については、平成19年度予算額より増額にならないようにすること。（増額になる場合は理由書を提出（様式は任意））

歳出

1. 地方自治法第210条の総計予算主義の原則を遵守すること。
2. 安易な流用や追加補正を極力避けるため、歳出科目や管理運営費などの経常経費等歳出全般にわたり十分精査すること。
3. 多額の経費を要する施設整備事業については、関係機関と事前に十分な調整をすること。
4. 市町圏計画（実施計画）で示された施策及び事業については、十分な検討をし、予算に反映させるとともに、施設としての方針を明確にしておくこと。
5. 派遣職員の人件費については、別途給与明細書にて計上すること。なお、給与明細書については後日送付する。
嘱託職員の人件費については、今年度の単価で計上すること。
6. 臨時的な日々雇用職員（一般）については、今年度と同様の日額、通勤運賃（2km以上）日額単価で積算すること。
7. 自動車、建物等保険料については、別添参考資料にて計上すること。
8. 不要・不急の事務事業の削減及び事務事業の合理化など創意工夫により、時間外勤務手当の削減に努めること。
9. 経常経費にあつては、過去の執行状況に基づいて不用額の多いものは精査し計上すること。
10. 各種消耗品の使用節減及び電気、水道等光熱水費の使用抑制に努めること。
11. 経費の削減となるものは民間等への委託についても積極的に検討し、委託する場合には、必要最小限で見積もることとし、安易に随意契約としない。

補正予算

1. 1月補正は、人件費関係、契約差額、不執行による不用額、19年度の繰越金等の補正となるため、下半期の事業執行についても歳入、歳出を適正に見積り補正額を把握すること。

< 予算見積書の提出 >

提出期限 平成19年10月19日(金)
提出書類 ・ 予算見積書類(作成要領参考)
・ 平成19年度執行率調書兼決算見込(別紙様式、6部+ファイル提出)
(必要に応じ、決算見込説明資料を添付のこと)
提出部数 6部

※平成19年度補正予算についても上記のとおりとする。

※平成20年1月議会において条例の改正等がある施設は条例関連資料も提出してください。

< ヒアリング日程 >

平成19年11月2日(金) 総合庁舎 5階 広域組合事務室
9:30～ 東濃看護専門学校事業特別会計
13:30～ 少年センター事業特別会計
15:30～ 視聴覚ライブラリー事業特別会計

平成19年11月5日(月) 総合庁舎 5階 広域組合事務室
9:30～ 一般会計
13:30～ ふるさと活性化基金特別会計

※平成19年度補正予算についても上記日程の時間内に実施する。